

第 2 1 回京都府知事選挙における投票所入場券の誤送付について

第 2 1 回京都府知事選挙において、投票所の開所日時及び場所等を案内する投票所入場券を府外に転出して選挙権のない 3 7 1 名に対して誤送付をしていた。

1 発覚日

令和 8 年 3 月 2 1 日（土）

2 経過

府内他自治体において、本来であれば選挙権がない京都府外への転出者に対して投票所入場券を誤って送付したという事案発生を受けて、令和 8 年 3 月 2 1 日に投票所入場券の発送状況を確認したところ、本市においても誤送付があることが判明した。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日以降の転出者 5 0 4 名に投票所入場券を送付しており、うち 1 3 3 名は府内間の転出等のため選挙権を有していたが、残りの 3 7 1 名は京都府外へ転出のため選挙権を有していなかった。

期日前投票は 3 月 2 0 日から福知山市役所で開始しているが、現時点で誤って投票所入場券を送付した人による投票はされていない。

3 原因

公職選挙法第 2 1 条第 2 項により、選挙人名簿に登録されている転出者については転出後から 4 か月経過後に選挙人名簿から抹消される。また京都府知事選挙においては、京都府外に転出した時点で選挙権を有しないこととなる。

選挙システムにおいては、府外転出者は投票できない仕組みとなっていたため、印刷された転出者の投票所入場券は、選挙権を有する人のみであると認識していた。

しかし実際は、選挙システムから印刷される転出者の投票所入場券は、府外転出により選挙権がない人も含めて一括で印刷される仕様となっており、府外転出者を含めて投票所入場券の送付を行った。

4 対応

誤って投票所入場券を送付した人へは謝罪と京都府知事選挙の投票はできない旨を記載した文書を 3 月 2 2 日に送付する。

また、期日前投票所及び当日投票所にて府外転出者の受付をしないように事務従事者へ周知徹底する。

5 再発防止策

各選挙における選挙権を有する者の要件を再確認するとともに、選挙の種別ごとの投票所入場券の送付に関する事務手順を精査する。

6 選挙管理委員会 竹下 義崇委員長コメント

選挙権のない方に誤って投票所入場券を送付しましたことに深くお詫び申し上げます。

今後このようなミスを起こさないよう、改めて各事務従事者のチェック・確認を徹底するようにし、適正な選挙執行に取り組んでまいります。